

# 授業力向上研修講座の詳細

## 平成 28 年度 授業力向上研修実施要領

(「平成 28 年度教職員研修の手引」より)

### I ねらい

授業力向上研修は、最新の教育動向を踏まえ、本県の教育課題に直結する研修を実施することにより、教員個々の課題解決へのモチベーションを高め、授業力等の更なる向上を図ろうとするものである。

### II 対象

#### 1 研修の対象者

研修の対象者は、現職（再任用を除く）の教諭、養護教諭及び栄養教諭のうち、下記事項のいずれかに該当する者

〔 教員免許状更新講習（以下、「更新講習」という。）の「修了確認期限」の2年2か月前から2か月前までに研修し修了すること。 〕

(1) 更新講習の「修了確認期限」が平成 30 年 3 月 31 日の者

① 現職の教諭、養護教諭のうち、下記生年月日に該当する者

ア 昭和 57 年 4 月 2 日 ～ 昭和 58 年 4 月 1 日生まれ (34 歳)

イ 昭和 47 年 4 月 2 日 ～ 昭和 48 年 4 月 1 日生まれ (44 歳)

ウ 昭和 37 年 4 月 2 日 ～ 昭和 38 年 4 月 1 日生まれ (54 歳)

② 現職の栄養教諭のうち、免許状授与年月日が平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの者

(2) 更新講習の「修了確認期限」が平成 29 年 3 月 31 日までの者のうち、授業力向上研修を修了していない者

(3) 過年度までに「修了確認期限」の延期申請をした者及び上級免許、新規免許を取得した者のうち、平成 28 年度が更新講習の受講期間に該当する者

(4) 過年度研修対象者で、日程等の関係により大学等が開設する更新講習を受講した者のうち、授業力向上研修を修了していない者（5 ページ IV の 4 (2) 参照）

※上級免許、新規免許を取得した場合は、6 ページ V の 2 「研修延期の手続」を参照のうえ、必要な手続を行うこと。

#### 2 研修期間

「更新講習」受講期間の2年間とし、前1年間での研修を基本とする。

#### 3 研修期間の延期

「更新講習」の「修了確認期限」の延期事由に該当し、研修期間の延期を希望する者は、別途申請手続を行うものとする（V の 2 参照）。

### III 内容

#### 1 研修の種類

(1) 基本研修とする。（教諭、養護教諭は 34 歳・44 歳・54 歳を対象とする。）

(2) 研修内容は、次項に示すものとし、合計 30 時間を履修するものとする。

#### 2 研修の内容

小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の別に、次の内容で構成する。時程、内容、講師などの詳細は後日、別途通知する。

《小学校教諭》

内 容		実施期日	会 場
必修 1 日 (6時間)	<p>【4講座】</p> <p>① 岩手の教育が目指すもの</p> <p>② 世界の教育動向と国の教育政策</p> <p>③ 共に学び、共に育つ教育を目指す特別支援教育の推進</p> <p>④ 学校で活かす実効的なカウンセリング理論と技法</p>	<p>[夏期]</p> <p>7月26日(火)</p> <p>[冬期]</p> <p>1月5日(木)</p>	アイーナ
選択必修 1 日 (6時間)	<p>【1講座(選択)】</p> <p>A 学校防災・危機管理 (定員:夏期・冬期それぞれ100名)</p> <p>様々な問題に対する組織的対応の必要性、学校における危機管理上の課題について、講義及び演習を通して教員に求められる最新の知識・技能の修得と今日的な教育課題についての理解を深めることを目指す。</p> <p>B キャリア教育 (定員:夏期・冬期それぞれ150名)</p> <p>キャリア教育の現状と課題、これからのキャリア教育と進路指導の在り方、児童生徒の将来の社会的・職業的自立に向けた学校教育の在り方を学び、学校教育におけるキャリア教育の進め方について理解を深める。</p> <p>C 不登校の理解と対応 (定員:夏期・冬期それぞれ300名)</p> <p>児童生徒の問題行動を理解し、特に不登校児童生徒に共通する課題の理解やその対象を査定する観点、さらに、不登校状態の回復過程や再登校に有効な支援方法に関することや不登校についての支援に対する理解を深める。</p>	<p>[夏期]</p> <p>7月27日(水)</p> <p>[冬期]</p> <p>1月6日(金)</p>	<p>A・B 総合教育センター</p> <p>C 花巻温泉</p>
教科・領域 3 日 (18時間)	<p>【5講座】</p> <p>① 岩手における学力向上への取組</p> <p>② 教科 社会, 理科, 生活/家庭, 音楽, 図画工作, 体育</p> <p>③ 選択講座A 《1講座選択》</p> <p>ア 家庭・地域連携を活かした学級・学年・学校経営の実際</p> <p>イ 小学校における復興教育の取組</p> <p>ウ 学校における情報モラルと情報活用</p> <p>エ 児童の意欲的な学習活動の充実をうながす社会教育施設の利用活用</p> <p>④ 選択講座B 《1講座選択》</p> <p>ア 外国語活動の実際</p> <p>イ 特別支援教育の実際</p> <p>ウ 特別活動の実際</p> <p>⑤ 年齢別講座</p> <p>ア 学級経営改善の視点 (34歳)</p> <p>イ 学校を支える教員の在り方 (44歳)</p> <p>ウ 教員の在り方を見つめ直す (54歳)</p>	<p>[夏期]</p> <p>7月28日(木)～29日(金), 8月1日(月)</p> <p>[冬期]</p> <p>1月10日(火)～12(木)</p>	総合教育センター

(1) 「必修」「選択必修」「教科・領域」のいずれも、2回実施のうちの1回を履修する。また、「必修」「選択必修」と「教科・領域」は、夏期と冬期に分けて履修することもできる。ただし、「必修」と「選択必修」を夏期と冬期に分けることはできない。

(2) 「必修」は、全内容を履修する。(全校種・職種共通)

(3) 「選択必修」は、1講座を選択して履修する。ただし、講座によって定員を定める。(全校種・職種共通)  
※ 「選択必修」Cは、花巻温泉で実施する。

(4) 「教科・領域」は、②は6教科(生活, 家庭はいずれかを選択)の全内容を、③と④は1講座を選択して履修し、①は全員、⑤は年齢別に履修する。

《中学校教諭》

内 容		実施期日	会 場
必修	小学校教諭と同じ		
選択必修	小学校教諭と同じ		
教科・領域 3 日 (18時間)	<b>【3講座】</b> ① 教科別講座 《1講座選択》 国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 外国語(英語) ② 選択講座 《2講座選択》 ア 問題行動の対応と未然防止について イ 中学校における復興教育の取組 ウ 学校における情報モラルと情報活用 エ 学習指導要領の趣旨を踏まえた道德教育の推進のポイント ③ 年齢別講座 ア 学級経営改善の視点 (34歳) イ 学校を支える教員の在り方 (44歳) ウ 教員の在り方を見つめ直す (54歳)	[夏期] 8月5日(金), 8日(月)～9日(火)	総合教育 センター

- (1) 「必修」「選択必修」は、2回実施のうちの1回を履修する。ただし、「必修」と「選択必修」を夏期と冬期に分けることはできない。「教科・領域」は夏期1回の実施とする。
- (2) 「必修」は、全内容を履修する。(全校種・職種共通)
- (3) 「選択必修」は、1講座を選択して履修する。ただし、講座によって定員を定める。(全校種・職種共通)
- ※ 「選択必修」Cは、花巻温泉で実施する。
- (4) 「教科・領域」は、①は1教科を、②は2講座を選択して履修し、③は年齢別に履修する。

《高等学校教諭》

内 容		実施期日	会 場
必修	小学校教諭と同じ		
選択必修	小学校教諭と同じ		
教科・領域 3 日 (18時間)	<b>【4講座】</b> ① 教科別講座 《1講座選択》 国語, 地理歴史・公民, 数学, 理科, 保健体育, 音楽, 美術, 書道, 外国語(英語), 家庭, 農業, 工業, 商業, 水産 ② 選択講座 《1講座選択》 ア 高等学校における復興教育の取組 イ 学校における情報モラルと情報活用 ウ 教育活動と教育法規 エ 高等学校における特別支援教育の充実 ③ 年齢別講座 ア 学級・学年における組織マネジメント (34歳) イ ミドルリーダーとしての組織マネジメント (44歳) ウ 学校を支える組織マネジメント (54歳) ④ コミュニケーション能力の育成	[夏期] 8月2日(火)～4日(木)	総合教育 センター  ※教科別 講座農業 は別会場

- (1) 「必修」「選択必修」は、2回実施のうちの1回を履修する。ただし、「必修」と「選択必修」を夏期と冬期に分けることはできない。「教科・領域」は夏期1回の実施とする。
- (2) 「必修」は、全内容を履修する。(全校種・職種共通)
- (3) 「選択必修」は、1講座を選択して履修する。ただし、講座によって定員を定める。(全校種・職種共通)
- ※ 「選択必修」Cは、花巻温泉で実施する。
- (4) 「教科・領域」は、①は1教科を、②は1講座を選択して履修し、③は年齢別に、④は全員履修する。
- ※ ①教科別講座 農業は別会場で実施する。(予定：県立農業高等学校)
- ※ ①教科別講座 音楽, 美術, 書道, 水産は隔年実施のため平成29年度は実施しない。福祉は平成26年度から中止とする。(他の教科で研修すること。)

《特別支援学校教諭》

内 容		実施期日	会 場
必修	小学校教諭に同じ		
選択必修	小学校教諭に同じ		
教科・領域 3 日 (18時間)	<b>【7講座】</b> ① 発達障がいのある児童生徒の理解と支援 ② 豊かな生活をつくる教科・領域指導の在り方 ③ 選択講座A 《1講座選択》 ア 特別支援学校における、自立に向けた主体的な取組を支援する授業づくり イ 心理検査に基づく授業における合理的配慮 ④ 事例研究を生かした授業の展開 ⑤ 特別支援学校における復興教育の取組 ⑥ 選択講座B 《1講座選択》 ア 特別支援学校における安全指導・管理の在り方 イ 児童生徒支援につなげる保護者連携の在り方 ⑦ 年齢別講座 ア 個を大切にしたい指導・支援計画の作成 (34歳) イ 学級・学校づくりと授業の充実 (44歳) ウ 学校運営と学校評価・外部連携 (54歳)	[夏期] 7月28日(木)～29日(金), 8月1日(月)	総合教育センター

- (1) 「必修」「選択必修」は、2回実施のうちの1回を履修する。ただし、「必修」と「選択必修」を夏期と冬期に分けることはできない。「教科・領域」は夏期1回の実施とする。
- (2) 「必修」は、全内容を履修する。(全校種・職種共通)
- (3) 「選択必修」は、1講座を選択して履修する。ただし、講座によって定員を定める。(全校種・職種共通)  
 ※ 「選択必修」Cは、花巻温泉で実施する。
- (4) 「教科・領域」は、③と⑥は1講座を選択して履修し、⑦は年齢別に、①・②・④・⑤は全員履修する。

《養護教諭》

内 容		実施期日	会 場
必修	小学校教諭に同じ		
選択必修	小学校教諭に同じ		
専 門 3 日 (18時間)	<b>【7講座】</b> ① 保健室経営計画の具体的展開と改善 ② 健康相談の理論と方法 ③ 養護教諭の専門性を生かした健康教育の考え方と進め方 ④ 学校における保健組織活動と関係機関との連携 ⑤ 学校管理下における災害事例と事故防止・養護教諭のリスクマネジメント ⑥ 養護教諭の職務と評価 ⑦ 年齢別講座 ア CAP-Dを生かした保健室経営と学校保健の推進 (34・44歳) イ 学校経営に生かす保健室経営 (54歳)	[夏期] 8月2日(火)～4日(木)	総合教育センター

- (1) 「必修」「選択必修」は、2回実施のうちの1回を履修する。ただし、「必修」と「選択必修」を夏期と冬期に分けることはできない。「専門」は夏期1回の実施とする。
- (2) 「必修」は、全内容を履修する。(全校種・職種共通)
- (3) 「選択必修」は、1講座を選択して履修する。ただし、講座によって定員を定める。(全校種・職種共通)  
 ※ 「選択必修」Cは、花巻温泉で実施する。
- (4) 「専門」は、①～⑥は全員、⑦は年齢別に履修する。

《栄養教諭》

内 容		実施期日	会 場
必修	小学校教諭と同じ		
選択必修	小学校教諭と同じ		
専 門 3 日 (18時間)	<b>【9 講座】</b> ① スポーツを行う児童生徒への指導 ② 食にかかわる個別的な相談指導の在り方 ③ 食物アレルギーについて ④ 家庭科における食に関する指導のポイント ⑤ 家庭科における食に関する指導案の検討・発表 ⑥ 特別活動における食に関する指導のポイントと指導の例 ⑦ 学校給食の管理 ⑧ 児童生徒の発達段階に配慮した指導の在り方 ⑨ 栄養教諭に期待する学校現場での役割	[夏期] 8月2日(火)～4日(木)	総合教育 センター

- (1) 「必修」「選択必修」は、2回実施のうちの1回を履修する。ただし、「必修」と「選択必修」を夏期と冬期に分けることはできない。「専門」は夏期1回の実施とする。
- (2) 「必修」は、全内容を履修する。(全校種・職種共通)
- (3) 「選択必修」は、1講座を選択して履修する。ただし、講座によって定員を定める。(全校種・職種共通)  
※ 「選択必修」Cは、花巻温泉で実施する。
- (4) 「専門」は、全内容を履修する。

IV 修了・履修要件等

1 認定試験の実施

- (1) 本研修は、研修講座（「必修」「選択必修」「教科・領域」「専門」）ごとに認定試験を行う。
- (2) 認定試験は、筆記試験を原則とする。
- (3) 認定試験は履修時間内に行う。(各1時間)

2 修了及び履修

修了とは、夏期または冬期の同一期間内に授業力向上研修を30時間(5日間)受講し認定されたことをいい、「免許状更新講習修了証明書」を発行する。

履修とは、夏期と冬期に分けて授業力向上研修を受講し認定されたことをいい、その都度、認定した時数分の「免許状更新講習履修証明書」を発行する。

3 研修の猶予

研修猶予については、県教育委員会が事案ごとに対応を決める。

緊急の公務や突発的な事故、病気等のため、本研修を履修できなかった場合(Ⅱの3「研修期間の延期」による延期者を除く)は、「延期届」(13ページ【研修様式4】)の提出をもって研修猶予とする。

4 研修の免除

- (1) 要領に定める研修期間中に、更新講習受講免除の申請手続をして認定を受けた者は、更新講習免除証明書の写しを総合教育センター所長宛てに提出することにより、本研修の履修を要しないこととする。
- (2) 既に大学等が開設する更新講習を修了した者は、更新講習「必修領域」を本研修の「必修」時数に、「選択必修領域」を本研修の「選択必修」時数に充てることができる。大学等が発行した「免許状更新講習修了(履修)証明書」の写しを総合教育センター所長宛てに提出することにより、「必修」または「選択必修」、あるいはその両方の研修を免除する。ただし、「教科・領域」「専門」は免除とならない。  
また、大学等が開設する更新講習を受講する際の費用等については、自己負担とする。

## V 申込、手続等

### 1 研修申込に係る手続等

(1) 研修対象者の確認 <5月上旬>

所属長は、県教育委員会事務局教職員課より全学校へ送付される「修了確認期限一覧表」を参考にしながら、研修対象者を把握確認する。

(2) 事前調査（個別）の実施 <5月中旬>

総合教育センターは、研修対象者に対して、インターネット（岩手教育情報交流ネット）により、下記の項目等について事前の個別調査を行う。

ア 履修時期の選択（夏期・冬期）

※ 会場の収容能力を勘案し、「必修」「選択必修」及び小学校教諭「教科・領域」については、研修時期（夏期または冬期）を学校ごとに別途指定する。研修者が複数いる場合は事前に校内で調整してから回答すること。

※ 「修了確認期限」が平成29年3月31日までの者のうち、授業力向上研修（更新講習）を修了していない者（Ⅱの1(2)参照）は、期限2か月前までに手続の完了が必要なため、夏期の受講とする。

イ 「選択必修」の選択講座の希望

※ 会場の収容能力を勘案し、「A 学校防災・危機管理」は夏期・冬期それぞれ定員を100名、「B キャリア教育」は夏期・冬期それぞれ定員を150名、「C 不登校の理解と対応」は夏期・冬期それぞれ定員を300名とする。回答の際は、第1希望、第2希望を入力すること。

ウ 「教科・領域」「専門」の選択講座の希望 等

エ 中学校教諭・高等学校教諭「教科・領域」の教科別講座の選択

オ 研修の猶予（Ⅳの3）、免除（Ⅳの4）の該当状況 等

※ 調査に「延期予定」と回答する講座については、総合教育センター担当者宛てに電話連絡し、「延期届」（13 ページ【**研修様式4**】）を速やかに提出すること。

(3) 更新講習受講申込書の提出 <6月中旬>

研修対象者は、総合教育センターから送付された「授業力向上研修対象者個票（決定通知）」をもとに「**免許状更新講習受講申込書**」を作成し、**総合教育センター所長宛てに提出**すること。

申込書の提出期限等については、後日通知する。

(4) 修了・履修証明書の発行 <夏期9月中旬、冬期2月上旬>

総合教育センター所長は、認定試験に合格した研修者に対し、「**免許状更新講習修了証明書**」または、「**免許状更新講習履修証明書**」を発行する。

### 2 研修延期の手続

延期対象者がいる場合（昨年度に引き続き延期の者も含む）、所属長は「延期届」（13 ページ【**研修様式4**】）を総合教育センター所長宛てに提出すること。（小・中学校は、事前に所管の教育委員会と学校長が協議すること。）

（「更新講習」の「修了確認期限」の延期事由（P9 授業力向上研修Q&A A7）に該当し、延期手続をする場合は県教育委員会事務局教職員課免許担当へ確認のこと。）

※ 上級免許、新規免許取得による修了確認期限延期を事由とする場合、県教育委員会教職員課から交付された「修了確認期限延期証明書」の写しを総合教育センター所長宛てに提出すること。

## 教育職員免許法施行規則等の一部を改正に係る授業力向上研修の対応

平成 26 年 9 月 26 日付け 26 文科初第 630 号「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」において、免許状更新講習の見直しが行われ、新たに「選択必修領域」が追加されました。（平成 28 年 4 月から運用。）授業力向上研修は平成 28 年度から以下のとおり対応します。

平成 28 年度から		対 応	平成 27 年度まで	
講 座 名	日数		講 座 名	日数
授業力向上研修「必修」	1 日	講座名変更 日数減	授業力向上研修「共通」	2 日
授業力向上研修「選択必修」	1 日	新規		
小学校教諭授業力向上研修 「教科・領域」	3 日	講座名変更 統合	小学校授業力向上研修「教科外」	1 日
			小学校授業力向上研修「教科」	2 日
中学校教諭授業力向上研修 「教科・領域」	3 日	講座名変更 統合	中学校授業力向上研修「教科外」	1 日
			中学校授業力向上研修「教科」	2 日
高等学校教諭授業力向上研修 「教科・領域」	3 日	講座名変更 統合	高等学校授業力向上研修「教科外」	1 日
			高等学校授業力向上研修「教科」	2 日
特別支援学校教諭授業力向上研修 「教科・領域」	3 日	講座名変更 統合	特別支援学校授業力向上研修「教科外」	1 日
			特別支援学校授業力向上研修「教科・領域」	2 日
養護教諭授業力向上研修「専門」	3 日	変更なし	養護教諭授業力向上研修「専門」	3 日
栄養教諭授業力向上研修「専門」	3 日	変更なし	栄養教諭授業力向上研修「専門」	3 日

平成 28 年度の授業力向上研修の対象者（Ⅱの 1 参照）への経過措置は、以下のとおりとします。

- 平成 27 年度に授業力向上研修「共通」（2 日：12 時間）を履修して認定された方は、平成 28 年度の授業力向上研修「必修」（1 日：6 時間）と「選択必修」（1 日：6 時間）の両講座について履修認定済みとします。
- 平成 27 年度に□□学校授業力向上研修「教科外」（1 日：6 時間）と□□学校授業力向上研修「教科」「教科・領域」（2 日：12 時間）の両講座（合計 3 日：18 時間）を履修して認定された方は、平成 28 年度の□□学校教諭授業力向上研修「教科・領域」（3 日：18 時間）について履修認定済みとします。
- 平成 27 年度に△△教諭授業力向上研修「専門」（3 日：18 時間）を履修して認定された方は、平成 28 年度の△△教諭授業力向上研修「専門」について履修認定済みとします。

## いわて国体・いわて大会開催に係る授業力向上研修の対応

現在、国民体育大会並びに全国障害者スポーツ大会に向けて全県を挙げて取り組みが進められています。

研修の対象者（Ⅱの 1 参照）には、監督・コーチ等の関係者が含まれていることが考えられます。各校・各競技団体には、研修の対象者が強化試合や合宿等の理由で授業力向上研修が受講できなくなることはないように調整をお願いします。

岩手県教育委員会事務局では、いわて国体・いわて大会開催に係る授業力向上研修の対応として、事前に平成 29 年度の日程を公表しています。日程は次のとおりです。

平成 29 年度

夏期 7・8月								
日	月	火	水	木	金	土		
23	24	25	26	27	28	29		
			「必修1」	「選択必修1」	小学校教諭「教科・領域1」 特別支援学校教諭「教科・領域」			
30	31	1	2	3	4	5		
							小学校教諭「教科・領域1」	高等学校教諭「教科・領域」
							特別支援学校教諭「教科・領域」	養護教諭「専門」
								栄養教諭「専門」
6	7	8	9	10	11 山の日	12		
							中学校教諭「教科・領域」	

冬期 1月						
日	月	火	水	木	金	土
	1 元日	2	3	4	5	6
					「必修2」	
7	8 成人の日	9	10	11	12	13
		「選択必修2」	小学校教諭「教科・領域2」			

### 授業力向上研修Q&A (問い合わせの多いもの)

個別の事例は、総合教育センター企画担当[電話：0198-27-2833]へお問い合わせください

Q1：授業力向上研修とは、どのような研修ですか？

A1：岩手県教育委員会が、平成21年度から教員の研修体系を見直して、初任者研修・教職経験者研修等に続く基本研修として、新設した研修です。

Q2：授業力向上研修と更新講習とは違うのですか？

A2：授業力向上研修は基本研修であり、管理職による出張命令で参加する研修です。一般に大学等で実施されている更新講習は、教員免許状の更新を目的として各個人が独自に申し込み、研修するものです。しかし、岩手県教育委員会が授業力向上研修を更新講習として文部科学省に申請し認可を受けているため、更新講習としての性格も併せ持っています。

Q3：授業力向上研修の対象者を教えてください。

A3：岩手県教育委員会が任命権者となる現職（再任用を除く）の教諭、養護教諭及び栄養教諭が研修対象者です。したがって、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、再任用の教諭・養護教諭・栄養教諭、実習教諭、寄宿舎指導員、常勤・非常勤の講師は対象となりません。

※ 校長、副校長、主幹教諭、指導教諭であっても更新講習の受講義務があります。しかし、更新講習受講免除の申請（県教育委員会教職員課）により、免除の認定を受けることができます。

※ 再任用の教諭・養護教諭・栄養教諭、常勤・非常勤の講師も更新講習の受講義務があります。しかし、授業力向上研修の対象者ではないため、自分で大学等が開設する更新講習に申し込み受講する必要があります。

※ 実習教諭、寄宿舎指導員は更新講習の受講義務はありません。免許を更新する場合は、授業力向上研修の対象者ではないので、自分で大学等が開設する更新講習に申し込み受講する必要があります。

**Q 4 : 授業力向上研修の対象の年度を知るためにはどうすればよいですか？**

A 4 : 教員免許状の「修了確認期限」の2年2か月前から2か月前までの方が対象となり、基本的に教諭、養護教諭は生年月日で、栄養教諭は免許状授与年月日で研修対象の年度が決定します。(Ⅱの1(1))

その他に、過年度の対象者のうち授業力向上研修を修了していない方(Ⅱの1(2))や「修了確認期限」を延長した方で今年度が対象になっている方(Ⅱの1(3))、大学等で免許更新講習を受講した方のうち、授業力向上研修を修了していない方(Ⅱの1(4))も対象となります。

平成21年3月31日までに授与された教員免許状(旧免許状)には「修了確認期限」が記載されておられません。年度初めに岩手県教育委員会事務局教職員課から所属長に「修了確認期限一覧」が送付されますので、ご自身の「修了確認期限」を確認してください。

平成21年4月1日以降に授与された教員免許状(新免許状)のみを所持している方は、まだ対象の年度ではありませんが、次に該当する場合は対象となりますので、教員免許状に記載されている「有効期間満了日」を確認してください。

※ 平成21年3月31日以前に所要資格を得て(免許状の授与に必要な学位と単位を満たした状態のこと)、平成21年4月1日以降に教員免許状(新免許状)を取得した場合。所要資格を得てから10年後の年度末が「有効期間満了日」となります。(教員免許状が授与されてから10年後ではありません。)

**Q 5 : 授業力向上研修は、2年間のうち、いつ受けることになるのですか？**

A 5 : 更新講習受講期間の前1年間での研修を基本とします。病気・ケガ・公務都合等、学校長(小・中学校は、事前に所管の教育委員会と学校長が協議すること。)が妥当と認める事由であるときは、「延期届」(13 ページ【研修様式4】)の提出により、全体あるいは一部を翌年に履修することとなります。なお、提出前に総合教育センター担当者宛てに電話連絡願います。

**Q 6 : 研修の特例はないのですか？**

A 6 : 研修対象者は、「修了確認期限」に基づき決定します。上級免許の取得や大学等での更新講習受講等で、一部免除になる場合もありますが、個別の事例により対応が異なりますので、詳細は所属校の管理職を通して担当者宛てにお問い合わせください。

**[例1 「大学等で更新講習を受講した場合」]**

◎ 更新講習「必修領域」は本研修の「必修」時数に、「選択必修領域」は本研修の「選択必修」時数に充てることができます。大学等が発行した「免許状更新講習修了(履修)証明書」の写しを総合教育センター所長宛てに提出することにより、「必修」または「選択必修」、あるいはその両方の研修は免除となります。

◎ 基本研修なので、「教科・領域」「専門」の研修は免除になりません。大学等で更新講習を受講した場合でも研修をする必要があります。

**[例2 「上級免許、新規免許を取得した場合」]**

◎ 上級免許、新規免許を取得しただけでは、修了確認期限は延長されません。したがって、授業力向上研修も受講義務があります。県教育委員会教職員課に「修了確認期限延期申請」をし、発行された「修了確認期限延期証明書」の写しを総合教育センター所長宛てに提出することにより、本研修の履修を要しないものとされます。

ただし、特別支援学校教諭免許状に、新しい特別支援教育領域を追加しただけでは修了確認期限は延長されません。

**Q 7 : 更新講習の「修了確認期限」の延期事由にはどのようなものがありますか？**

A 7 : 指導改善研修中であることにより更新講習を受講出来ないとき及びやむを得ない事由により更新講習の課程を修了できないと認められるときは、修了確認期限を一定の期間で延期することができます。この場合は必ず修了確認期限の2か月前までに、免許管理者(岩手県教育委員会事務局 教職員課免許担当)に「修了確認期限延期申請」を行う必要がありますので、ご注意ください。

なお、ここでいう「やむを得ない事由」とは次のとおりです。

- (1) 休職中であること
- (2) 引き続き 90 日以上病気休暇、産前産後の休業、育児休業又は介護休暇の期間中であること
- (3) 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること
- (4) 海外在留邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設において教育に従事していること
- (5) 大学の大学院若しくは専攻科の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること
- (6) 教員となった日から有効期間の満了の日（または修了確認期限）までの期間が 2 年 2 か月未満であること
- (7) その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること

Q 8 : 授業力向上研修の内容と更新講習への対応について教えてください。

A 8 : 研修内容の概要は次のとおりで、原則として 30 時間（更新講習に必要な時数）すべてを履修することが必要です。

**【小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭・特別支援学校教諭】**

内 容		日数(時数)	更新講習対応
必 修	岩手の教育が目指すもの、世界の教育動向と国の教育政策、共に学び、共に育つ教育を目指す特別支援教育の推進、学校で活かす実効的なカウンセリング理論と技法	1 日(6 時間)	必修 6 時間
選択必修	学校防災・危機管理、キャリア教育、不登校の理解と対応	1 日(6 時間)	選択必修 6 時間
教科・領域	小学校教諭 社会、理科、生活／家庭、音楽、図画工作、体育、学力向上、復興教育、家庭・地域連携、情報モラル・情報活用、外国語活動、特別活動、特別支援教育、年齢別マネジメント 等	3 日(18 時間)	選択 18 時間
	中学校教諭 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語(英語)、復興教育、生徒指導、道徳教育、情報モラル・情報活用、年齢別マネジメント 等		
	高等学校教諭 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、音楽、美術、書道、外国語(英語)、家庭、農業、工業、商業、水産、復興教育、特別支援教育、教育法規、情報モラル・情報活用、年齢別マネジメント 等		
	特別支援学校教諭 特別支援学校の教科指導、年齢・課題別マネジメント 等		

※ 高等学校教諭の音楽、美術、書道、水産は、隔年実施となります。（平成 29 年度は実施しません。）

※ 高等学校教諭の福祉は平成 26 年度から実施していません。（他の教科で研修してください。）

**【養護教諭】**

内 容		日数(時数)	更新講習対応
必 修	小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭・特別支援学校教諭に同じ	1 日(6 時間)	必修 6 時間
選択必修	小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭・特別支援学校教諭に同じ	1 日(6 時間)	選択必修 6 時間
専 門	養護教諭の専門性を生かした健康教育の進め方、年齢別マネジメント 等	3 日(18 時間)	選択 18 時間

## 【栄養教諭】

内 容		日数(時数)	更新講習対応
必 修	小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭・特別支援学校教諭 に同じ	1日(6時間)	必修6時間
選択必修	小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭・特別支援学校教諭 に同じ	1日(6時間)	選択必修6時間
専 門	栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導の進め方等	3日(18時間)	選択18時間

Q9：中学校や高等学校の教科は、現在自分が担当している教科を選択するのですか？

A9：教科の選択は、各自の課題意識に応じて以下の①から③の順に該当するものを選択してください。複数の免許状を有する場合は、主に用いている免許状に対応した研修を行ってください。その修了（履修）証明書による申請で、所有するすべての免許状が更新されます。

- ① 研修対象期間に主として担当している教科
- ② 研修対象期間に担当していないが、過去に主として担当しており、今後担当することが見込まれる教科
- ③ 今後、主として担当していきたいと考えている教科

Q10：授業力向上研修の修了（履修）のために、試験はありますか？

A10：研修内容（「必修」「選択必修」「教科・領域」「専門」）ごとに、認定試験が行われます。

- ※ 試験時間は、1時間で筆記試験を原則とします。
- ※ 試験に合格した場合は、「免許状更新講習修了（履修）証明書」が発行されます。

## 【免許更新の手続 FAQ】

Q1. 授業力向上研修を受講すれば、教員免許状は更新されるのですか？

⇒いいえ、授業力向上研修を修了しただけでは、教員免許状は更新されません。

Q2. 授業力向上研修を修了しました。教員免許状を更新するには、どのような手続が必要ですか？

⇒教員免許状の更新は個人の責任で行うものです。当該者個人が、必要書類に更新講習30時間分の「免許状更新講習修了（履修）証明書」を添付して、岩手県教育委員会事務局教職員課に「更新講習修了確認」の申請を行う必要があります。

Q3. 教員免許状は、どのように更新されるのですか？

⇒上記の申請手続をしてから約1か月後に、岩手県教育委員会事務局教職員課から「更新講習修了確認証明書」が本人宛てに発行されることで更新されます。

Q4. 複数の免許状を所有している場合、免許状ごとに更新が必要ですか？

⇒研修を修了した免許状に対する更新申請により、所有するすべての免許状が更新されます。

Q5. 「免許状更新講習修了確認」の申請は、いつまでに行えばよいのですか？

⇒必ず、修了確認期限の2か月前までに行う必要があります。（県教育委員会教職員課必着）

## 授業力向上研修申込み等手続の流れ

平成28年度版

月	総合教育センター	小・中・高等・特別支援学校	教職員課免許担当	
4月				
5月	上旬		← 修了確認期限一覧送付	
	中旬	事前調査実施依頼・回答要領, 研修者割当送付	延期届提出 (随時)	
	下旬		事前調査回答 (交流ネット)	
6月	上旬			
	中旬	研修対象者個票 (決定通知), 免許状更新講習申込書送付		
	下旬		研修対象者個票 (決定通知) 確認 免許状更新講習申込書提出	
7月	上旬	授業力向上研修実施要項, 研修者名簿掲載【夏期】 (交流ネット)		
	中旬			
	下旬	授業力向上研修【夏期】	研修参加	
8月	上旬	授業力向上研修【夏期】	研修参加	
	中旬	授業力向上研修【夏期】	研修参加	
	下旬			
9月	上旬		更新講習修了確認申請  ※提出期日：月2回 15日〆切分：20日送付 月末〆切分：月初め送付 ※修了確認期限が平成29年3月31日の場合、1月31日までに届くように郵送する。 ※申請は、修了確認期限の2か月前までに行わなければならない。	
	中旬	修了 (履修) 証明書発行・送付		← 修了 (履修) 証明書受領
	下旬			
10月				
11月				
12月	上旬	授業力向上研修実施要項, 研修者名簿掲載【冬期】 (交流ネット)		
	中旬			
	下旬			
1月	上旬	授業力向上研修【冬期】	研修参加	
	中旬	授業力向上研修【冬期】	研修参加	
	下旬			
2月	上旬	修了 (履修) 証明書発行・送付	← 修了 (履修) 証明書受領	
	中旬			
	下旬			
3月				

【研修様式 4】

※授業力向上研修対象者の延期

※「岩手教育情報交流ネット」使用不可

平成 年 月 日  
第 号

岩手県立総合教育センター所長 様

( 教育事務所 経由印)

( 教育委員会 経由印)

学校名

校長名

電話番号(

FAX番号(

平成28年度 授業力向上研修講座  
「延期届」

このことについて、下記のとおり報告します。

	講 座 番 号	講 座 名	実 施 期 日
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7	職 名		
8	氏 名	男 ・ 女	
9	職 員 番 号	(市町村立小中学校, 県立学校職員のみ記入)	
10	担当教科(学年)等 小学校は学年のみで可		
11	延 期 理 由		
12	次年度の研修予定等 ( そ の 他 )		

注 1 手続きは年度ごとに行うこと。(昨年度に引き続き延期する場合でも, 今年度分として提出すること。)

2 延期するすべての講座を明記すること。

<例: 小学校教諭の場合>

授業力向上研修「必修1」, 授業力向上研修「必修2」, 授業力向上研修「選択必修1」, 授業力向上研修「選択必修2」,  
小学校教諭授業力向上研修「教科・領域1」, 小学校教諭授業力向上研修「教科・領域2」の計6講座

3 副校長は, 事前に担当者宛てに電話連絡すること。

4 講座番号, 講座名, 実施期日は46ページⅦ研修講座一覧を参照して記載すること。

5 次年度の研修予定等を明記すること。

6 県立学校については, 公印は不要であること。

7 市町村立学校は, 教育委員会・教育事務所を経由させること。

8 県立学校は, 直接総合教育センター所長宛てに提出すること。